

衛生センター
施設整備方針等検討業務委託

発注仕様書

令和6年4月

北薩広域行政事務組合

第 1 章 総 則

本仕様書は、北薩広域行政事務組合（以下「本組合」という。）が発注する、衛生センター施設整備方針等検討業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

第 1 節 業務の目的

本業務は、本組合所有のし尿処理施設（衛生センター）が平成 9 年供用開始後、27 年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、令和 4 年度に実施した精密機能検査の結果を踏まえ、複数の整備方法案の比較検討資料を作成し、概算事業費等をまとめ、財政負担低減の観点から長期的な視点による施設整備方針の策定を目的とする。

第 2 節 業務名

衛生センター施設整備方針等検討業務委託

第 3 節 対象施設

北薩広域行政事務組合衛生センター（詳細は別紙 1、図面 1～6 のとおり）

- 1 住 所 : 鹿児島県出水市高尾野町下水流 3 8 6 1 番地
- 2 処理対象物 : し尿、浄化槽汚泥
- 3 処理能力 : 1 2 1 kL/日
- 4 処理方式 : 標準脱窒素処理方式+高度処理（凝集沈殿+オゾン+砂ろ過）
- 5 竣工年月 : 平成 9 年 2 月

第 4 節 業務期間

契約日から令和 6 年 1 2 月 2 7 日まで

第 5 節 業務内容

業務内容は、下記及び第 2 章業務内容に示すとおりとする。

- 1 現況調査及び課題の整理
- 2 施設整備方針の検討・報告書作成
- 3 技術委員会への支援

4 上記業務のため必要とされる資料等の作成

第6節 業務責任

- 1 本仕様書は、委託業務の基本的事項を示すもので、内容に明記してないものであっても、目的達成に当然必要と思われるものについては、本業務受注業者（以下、受注者という。）の負担で行うこと。
- 2 受注者は、中立性を厳守するとともに、本業務の遂行上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

第7節 提出図書

次のとおり図書を提出すること。

なお、提出図書はA4版とし、業務計画書及び完成図書の表紙には、委託業務名及び社名を明記し、社印を押印すること。

- | | | |
|-----------------------------|-------|----|
| 1 業務計画書 | ----- | 2部 |
| (1) 業務概要 | | |
| (2) 実施計画及び工程表 | | |
| (3) 業務組織表 | | |
| (4) 連絡体制（緊急時含む） | | |
| (5) 資格免状等の写し | | |
| (6) その他 | | |
| 2 完成図書 | | |
| (1) 施設整備方針等検討報告書（表紙はレザック仕上） | A4版 | 5部 |
| (2) 概要版 | A4版 | 5部 |
| (3) その他必要な書類 | | 一式 |
| (4) 電子データ（CD等） | | 一式 |

第8節 管理技術者等

- 1 業務遂行に当たっては、管理技術者、照査技術者及び担当技術者を置くものとする。

管理技術者、照査技術者及び担当技術者については、衛生工学部門（廃棄物・資源循環）若しくは総合技術監理部門（衛生工学・廃棄物管理）の技術士資格（技術士法（平成23年法律第74号）の規定による登録を受けていること。以下同じ。）又はRC CM（廃棄物部門）のいずれかの資格を有す

ること。(技術士は、旧科目である「廃棄物管理」、「廃棄物処理」及び「廃棄物管理計画」を含む。)

2 照査技術者は、他の技術者を兼ねることはできない。

第9節 関係法令等

1 本業務に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令、基準、指針等を遵守するものとする。

2 本業務の遂行上必要な資料の収集は、原則として受注者が行うものとするが、現在、本組合が所有している下記の関係資料については貸与する。また、貸与に当たり、受注者は貸与品のリストを作成し本組合の承認を得ること。

なお、貸与された資料については、業務終了後、速やかに返却すること。

(1) 生活排水処理基本計画 (令和6年2月)

(2) 北薩広域行政事務組合衛生センター精密機能検査報告書 (令和5年2月)

(3) インフラ長寿命化総合計画 (個別施設計画) (令和4年3月)

(4) その他本業務に必要な資料

第10節 その他

1 策定に当たって受注者は、業務に必要となる事項の基礎調査を行うとともに、策定方針を企画し、その内容について本組合との検討・協議を繰り返すことにより最終的に整備方針等の検討報告書を策定すること。

2 受注者は、業務の詳細について、常に本組合の担当者と連絡をとり、十分な打合せの上、業務の目的を達成しなければならない。

3 受注者は、本仕様書の内容及び本仕様書に明示のないものについて、疑義のあるときは速やかに本組合と協議の上、本組合の意図を十分に理解し、業務を遂行するものとする。

4 本業務遂行に当たって、本組合と打合せした事項については、その内容を記載した記録書類を作成し、業務完了時に提出することとする。

5 受注者は、業務完了後も訂正、記載漏れ等の不備が発見され、または関係機関からの資料提出、内容変更等の要望に対しては速やかに対応すること。

6 受注者は、委託業務期間中に本組合と協議した場合、または受注者が必要な場合は適宜打合せ会議を持ち、責任を持って円滑な業務遂行を行うこと。

7 本業務は、今後計画している衛生センターの延命化工事等のために必要十

分な資料とする。

第2章 業務内容

第1節 現況調査及び課題の整理

生活排水処理基本計画（令和6年2月）、精密機能検査報告書（令和5年2月）等の既存資料及び現地確認により、し尿処理の実績及び施設の現況並びに課題等について整理すること。

1 し尿及び浄化槽汚泥搬入量の現況

- (1) 生活排水処理形態別人口の推移
- (2) し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況
- (3) し尿及び浄化槽汚泥の性状
- (4) その他必要事項

2 施設の現況

- (1) 施設の概要
- (2) 施設の処理状況と処理能力
- (3) 施設の設備機器の状況
- (4) 運転管理に係る経費
- (5) 維持補修に係る経費

3 施設整備の課題

(1) 運転管理状況

本組合において検討が必要な改善点について整理すること。

(2) 設備機器状況

更新及び補修が必要な設備・機器について整理すること。

(3) 本施設の将来的課題

ア 検討条件の設定

- (ア) 処理施設の規模
- (イ) 搬入し尿・浄化槽汚泥の性状
- (ウ) 延命化の目標年数

イ 将来的課題の整理

本施設の将来的課題を整理するにあたり、処理施設の規模及び搬入し尿・浄化槽汚泥の性状を踏まえ、性能水準、改良が必要となる設備機器などについて抽出し、将来的対応策の検討に向けた条件、検討課題や留

意点などを整理すること。また、本施設が抱える課題ごとの対応技術について検討を行うこと。

第2節 施設整備方針の検討

1 施設整備方案の設定

上記3で整理した課題や各プラントメーカーからの見積りを踏まえ、施設整備方法案を作成し、概算事業費（工事費、維持管理費）を下記に示す方法を参考に具体的に検討すること。また、適用される法制度や補助制度、適用条件及び課題を整理すること。

(1) 継続的な維持補修

現施設の維持補修に加え、懸案設備機器の更新または整備を実施し、令和26年度まで使用するための案を検討すること。

(2) 延命化事業（既存の処理方式による延命化）

ア 現施設を環境省交付金（CO2削減）による老朽化が著しい懸案設備機器の更新を実施し、令和26年度（延命化工事後15年間）まで使用するための案を検討すること。

イ 現施設を環境省交付金（CO2削減）による大規模改修工事を実施し、令和26年度（延命化工事後15年間）まで使用するための案を検討すること。

(3) 施設更新（新設）

国の交付金メニューに準じた、新設の整備案及びリニューアル案（新設扱い）について検討すること。

(4) その他

受注者において他の発案がある場合は、その方式を検討すること。

2 検討項目

検討項目は以下の事項を基本とし、本組合のし尿及び浄化槽汚泥処理量の将来見込み、費用対効果等について十分配慮のうえ、整備方案毎に検討すること。

(1) 整備方針の概要（処理能力、汚泥処理方法等）

(2) 処理フロー

(3) 処理の効果及び実現性

(4) 経済性

ア 施設整備費

イ 維持管理費

(5) 整備にあたっての留意点

ア 交付金対象事業の有無及びその内容

イ 整備事業の起債内容・供用開始までの期間

ウ 地元同意等の必要性（環境影響調査の必要性）

エ その他、メリット・デメリット

3 整備事業スケジュール（案）の作成

4 総合所見

検討結果を踏まえ、本施設の今後の対応に関する総合所見をまとめること。

第3節 本組合技術委員会への支援

技術委員会（2回を予定）に出席し、事務局の補助を行うとともに、必要な資料の作成を行うものとする。

なお、施設整備方法案及び概算事業費等を記載した検討資料は、令和6年10月中旬までに作成すること。